

第7回 矯正歯科専門医制度に関わる三団体懇談会 議事録

[日 時] 平成20年9月23日(火曜日) 14:00~16:00

[場 所] 八重洲富士屋ホテル5階「かりんの間」

[幹事団体] 日本矯正歯科学会

[出席者] (敬称略)

日本矯正歯科学会 : 浅井保彦、飯田順一郎、小川邦彦

日本成人矯正歯科学会 : 佐藤元彦、武内 豊、松野 功

日本矯正歯科協会 : 深町博臣、夕田 勉、のき田邦裕

【協議事項】

1 第6回の議事録について訂正、確認を行った。

2 前回会議の確認事項について

日矯学会: 前回の合意点は

① 第3者機構を将来目指す

② 条件が整ったら日本矯正歯科学会の中でスタートする

であった。この2点の大枠について理事会、総会で報告した。特に異論はなかった。ただし細かな具体案を提示して議論はしていない。

成人学会: 日本矯正歯科学会の中で行う前提として我々の権利がどのように認められるかによって賛同できるということだ。

日矯学会: 合意した背景には早く国民に対して専門医制度を開示したいという意図があることを確認したい。日本矯正歯科学会の中で二団体をどう認めていくかはここで議論したい。

3 統一した審査について

JIO: 三学会の審査方法はすでにあるので、受験資格を統一したものにして審査を三学会の審査委員が行えば、厚生労働省の言っている三学会で統一した審査になる。早くするということであればそのような方法も考えられる。

29大学の研修機関によって、レベルがまちまちなので、研修実績だけでは判定できない。だから症例の審査が必要になる。日本矯正歯科学会の症例審査に合格する人はJIOの審査でも当然合格するはずだ。

日矯学会: 審査の規則的なものは表に出てこなくてよいのか。

JIO: 評価方法はいずれひとつのものになっていくだろう。

日矯学会: 症例を見るには、倫理基準もある。研修や研究実績の上に症例がある。テーブルの上に出てきた症例だけではOK というものではない。2月に検討した三学会の比較検討表をベースに議論してはどうか。

JIOは100症例の中から5症例持ってこさせるといっているが、100症例を申請者本人が治したという保障はどのようにしているのか。

JIO: 面接すればわかる。

日矯学会: 我々はそのために患者の同意書の提出を義務づけている。

JIO: それはやりすぎだ。患者からクレームが来たときに対応できるシステムを作っておけばよい。

成人学会: 審査基準を統一するのは難しいだろう。まず申請基準の統一について話し合ってはどうか。

4 研修施設と研修期間について

日矯学会：成人学会での研修施設は、成人学会が認めた施設か。

成人学会：認定委員会が認めた施設である。規則の中にある専門開業を10年以上にわたって行っている者となっているのは社会的実績として研修機関に残っていたのと同じと評価している。

日矯学会：日矯学会の指導医を臨床審査を免除して成人矯正学会専門医としたのはどのような意図か。

成人学会：専門医を指導する指導医が専門医でないというのはおかしい。

日矯学会：指導医をそのまま専門医と読み替えるという事に関しては、非常にアレルギーがある。指導医は認定医を指導するという立場で、認定医はベーシックなバイオロジー等、色々な事も習っていくので、専門医とはちょっと違う。いわゆる指導医というのは教育専門医みたいな意味合い。

成人学会：知識だけを教える人を指導医とはしていないでしょう。

JIO：認定医制度が本来の機能をしていれば、認定医を専門医と呼び変えた方が良かった。日矯学会の論は後づけの論である。

日矯学会：認定医と専門医のレベルは違うと思う。保定後の観察を経験したり、早期治療した症例のlate growthを経た管理を行った経験がないと一人前の専門医とは言えない。それは5年間の研修では無理だ。認定医は中二階みたいなもので、診断ができて、治療方針が立てられ、抜歯ケースを含めて動的処置ができるというのが認定医である。5年の教育ではそこまでしかできない。

成人学会：専門医制度については日歯の賛同も受けなくてはならないので、あまり難しいのも問題だろう。

日矯学会：国民サイドから見たとき、矯正治療が長期間かかることは知られており、大学を卒業して5年で専門医資格が取れるということに納得するだろうか。10年以上となれば国民にも説明しやすい。

JIO：30歳代前半で開業することで考えると、専門医が取れていないと厳しいと思う。目標としてまじめに努力すれば専門医になれる道が見えないとだめだ。

日矯学会：JIOの研修について説明してほしい。

JIO：卒業して5年以上勤務医としての研修をすることである。研修の条件は最低限のものであるが、試験で100症例集めなければならないので、実質的には10年くらいは必要である。

成人学会：研修は矯正専門と言うことか。

JIO：規制はない。

成人学会：専門でなくて5年と言うのは何かおかしい。

JIO：平成17年以前に卒業した人に対してのもので、平成18年以後に卒業した者はJAOの研修医になることになっているが、現在のところ教育システムは動かしていない。なぜかと言えば、専門医制度が認められなければ、教育システムも意味がなくなってしまうからだ。

成人学会：研修の意味がかなり問題である。矯正専門の研修施設に5年以上または同等の矯正歯科臨床の経験を有する者というような文言に変えられないのか。

JIO：それは可能である。大学にいれば研修がきちんとできるというものではないだろう。開業医にも人を育てること考えてほしい。将来的には研修カリキュラムを定め、それに適合した研修施設を認めていくことが必要だ。

日矯学会：研修は5年が最低限で、専門医になるには10年以上の臨床経験が必要だと言うのが、今日の話の中で皆さんが認めるところだろう。

5 倫理規定について

日矯学会：倫理規定の遵守についてはどうか。

JIO：プロフェッショナルオートノミーを持っている。基本的に違いはないだろう。

6 会員歴について

日矯学会：矯正に興味を持ち、専門医を目指す者であれば矯正学会に入るはずだ。10年の臨床経験を必要とするなら、会員歴も10年にすべきだ。学会歴でその人達が矯正をやっている事を保証できる。

JIO：学会に所属する事は本人の思想とかも関与するので、審査にはあまり関係ないと思う。3年以上とかで十分ではないか。

日矯学会：研修しようとしている人が、学会に所属していないのはおかしい。

JIO：制度を整えば、将来的には必ず所属する様になる。

その後の議論を経て、3学会および地区学会、海外学会を含めてどこかの矯正学会に10年と言うことでどうかという案を持ち帰る事となった。

7 まとめ

専門医審査の申請資格案として次の4点で基本案を検討することとなった。

- 3学会いずれかの会員であること。地区学会を含めて10年以上の会員歴があること。
- 5年以上の研修を含めて通年して10年以上、矯正歯科に専従すること。
- 矯正臨床に関する論文が、筆頭者として1編以上あること
- 各学会の倫理規定を守ること

以上の4点について各学会は理事会の意見を集約し、次回の懇談会に臨むこととする。

次回、第8回懇談会は、11月18日（火曜日）13時30分～16時30分の予定。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成20年11月18日

日本矯正歯科学会

飯田 順一郎

日本成人矯正歯科学会

松野 功

日本矯正歯科協会

梶田 邦裕